

2026年2月18日

來たる石川県知事選挙を前に 地域医療を確保し、石川県民の健康を保障するための訴え（会長談話）

石川県保険医協会
会長 三宅 靖

石川県保険医協会は、県民の健康と生命を守る責任を担う保険医の団体として、石川県知事選挙に立候補予定の皆さんに対し、県民の健康を保障する観点から社会保障施策の一層の充実を訴えます。

もとより、地方自治行政においては、「地方自治の本旨」に基づいた行政が求められています。これは日本国憲法（第92条）にも、それを踏まえた地方自治法にも根拠があります。憲法に根拠がある以上、地域住民に人権として保障されているということになりますが、地方自治法（第1条の2）に規定されているように、地方公共団体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、行政を実施する役割を広く担うもの」とされています。つまり、「地方自治の本旨」の中核には、「住民の福祉の増進」が位置付けられているのです。

石川県において、「地方自治の本旨」が厳しく問われる最大の課題は、2024年 の能登地震・豪雨災害で被害を受けた方々の「福祉の増進」と手厚い生活保障を行うことでの復興、つまり、「住み続けられる能登」の実現です。（第一の論点）

国政においては、物価高騰対応、人件費引上げを企図した経済政策が進められています。地域医療を担う医療機関も、令和7年度補正予算に位置付けられた「医療介護等支援パッケージ」により、その支援の対象となっています。この施策をどう具体化するかは、地域医療提供体制の確保という点において、「地方自治の本旨」が問われる領域です。（第二の論点）

一方、国政においては、社会保障領域における国民・住民の「負担」を引き上げる施策が「全世代型社会保障」の名のもとに進行中です。例えば、医療保険では、高額療養費制度における患者負担月額限度額の引上げや後期高齢者医療制度の患者負担引上げ、そして、OTC類似薬の一部患者負担制度の創設等が提起されています。また、介護保険においても利用者負担の引上げに向けた議論も始まっています。これらに対し、自治体が地域住民の健康、福祉の増進のために、国の制度を補完する制度をいかに充実させるかは、「地方自治の本旨」が厳しく問われることになります。国民健康保険においては、地域住民の健康保障という点で、都道府県は市町とともに保険者として住民の保健向上に責任を有しており、この施策の充実も「地方自治の本旨」が当然に問われることになります。（第三の論点）

上記の論点を踏まえ、來たる選挙において選出される新石川県知事のもとで具体化を求める施策を以下に列記します。これらは立候補される予定の皆さん、そして、投票される県民の皆さんに対し、私たちの要望として強く訴えるものです。

記

（第一の論点を踏まえて）

一 2024 年の能登地震・豪雨災害で被災された方の生活再建と健康の保障のために、必要な医療へのアクセスが「少なくとも」保障されなければなりません。

①2025 年 6 月をもって打ち切られた石川県の国民健康保険および後期高齢者医療の医療費一部負担金免除措置の速やかな再開を求めます。

②現在、議論が進められている「奥能登公立 4 病院機能強化」をめぐっては、新病院建設と既存の各病院のサテライト化、医療機能の新病院への集約化（専門外来、入院機能の集約化）などが検討されていますが、少なくとも被災住民の医療へのアクセスを阻害することのないよう、医療アクセスの保障に充分配意した奥能登公立病院の機能強化を求めます。

（第二の論点を踏まえて）

一 医療機関を対象とした物価高騰対策や人件費引上げを企図した国の医療介護等支援パッケージを具体化した施策は、石川県においても「医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業」「物価高騰対策支援事業」として実施されていますが十分とは言えません。医療機関が直面する窮状に対応し、地域医療を守るためにには、その内容の更なる充実と、対象医療機関を制約する要件を撤廃してすべての医療機関を対象にした施策にすることを求めます。

（第三の論点を踏まえて）

一 医療保険各法に基づく医療費一部負担金を自治体により助成する制度の拡充は、国の施策により負担増が進められている今日において、必要な医療へのアクセスを保障するという意味で、その意義はますます高まっています。

①当面、当事者団体からも強くその拡充が求められている精神障害のある人の助成対象の拡大（現行制度では、対象は精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者にとどまっている）を求めます。

②障害のある人に対する医療費助成制度における所得制限の撤廃を求めます。もとより、当該制度の目的は、要綱によれば「重度心身障害者の保健の向上及び福祉の増進等を図る」ためとあります。障害というハンディキャップに着目した福祉措置であり、そもそも所得保障を目的にした施策ではありません。所得保障制度でないにもかかわらず、所得制限を設けて制度対象者の範囲を狭めるのは不合理であると言えます。

③都道府県は市町とともに「保険者」として国民健康保険制度を通じて地域住民の保健向上に責任があります。国民健康保険は総医療費が上昇すれば保険料が上昇し、その加入者も被用者以外が加入するという制度の性質により、低所得者の割合が高くなりやすい構造になっています。これらを踏まえ、国民健康保険の保険料減免制度の更なる拡充を求めます。

以上